

令和元年台風第 19 号及び台風第 21 号  
に関連した大雨を踏まえた  
防災対策の強化について

令和 2 年 1 月 21 日

岐阜県

はじめに

令和元年台風第19号では、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10月10日から13日までの総降水量は神奈川県箱根町箱根で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。この記録的な大雨により、13都県に大雨特別警報が発表された。この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。

また、その後に発生した台風第21号の影響により、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に大雨となった。特に千葉県や福島県では10月24日から26日までの総降水量が200ミリを超えたほか、3、6時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となった。この大雨の影響で、千葉県や福島県を中心に土砂災害、浸水害、河川の氾濫が発生した。

今回の台風第19号災害及び台風第21号に関連した大雨災害では、河川の合流地点近くなどでの同時多発的な堤防の決壊・氾濫対策、高齢者をはじめとする住民の早期避難のあり方、避難所環境の格差、大量の廃棄物・土砂への対応、被災者生活再建支援などの課題が指摘されている。

本県では、これまでの災害経験や他県における大規模災害発生の都度検証を行い、「今日は我が身」の心構えで防災対策を進めてきた。本検証は、想定外の自然災害が常態化する中、今回の台風第19号及びその後の大雨による災害の教訓についても改めて我が事として捉え、本県の防災対策を再点検するため、被災地への応援職員派遣による課題把握や報道資料に基づき取り急ぎ行ったものである。

今後、この検証結果に基づき、必要な対策について市町村や関係機関との連携のもと、全部局を挙げて取り組む必要がある。

なお、現在、国においてもそれぞれ検証作業が進められているところであり、その状況も踏まえながら、足らざる点は逐次補いつつ、本県の防災対策を強化していくものである。

# 目次

## 1 応援職員による課題把握と対応

- (1) 中部9県1市による災害時等の応援に関する協定に基づく派遣  
(長野県)【総務部、清流の国推進部、危機管理部】・・・ 1
- (2) 総務省被災市区町村応援確保システムに基づく派遣  
(長野県佐久穂町)【総務部、清流の国推進部、危機管理部】・・・ 1
- (3) 厚生労働省を通じた保健師等チームの派遣(長野市)  
【健康福祉部】・・・ 2

## 2 水害、土砂災害に関する課題と対応

- (1) 広範囲かつ同時多発的な堤防の決壊・氾濫【県土整備部】・・・ 3
- (2) 各施設※における浸水被害、土砂災害被害の発生  
【危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部】・・・ 4  
※避難所、病院、社会福祉施設、上水道・下水道、排水機場
- (3) ダムの緊急放流(異常洪水時防災操作)、事前放流  
【県土整備部】・・・ 9
- (4) 広範囲かつ多数の土砂災害の発生【県土整備部、林政部】・・・ 10

## 3 住民避難に関する課題と対応

- (1) 浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外での被害の発生  
【危機管理部、県土整備部】・・・ 11
- (2) 逃げ遅れによる移動中の被災【危機管理部、県土整備部】・・・ 12
- (3) 高齢者、障がい者の逃げ遅れ  
【危機管理部、健康福祉部、県土整備部】・・・ 13

## 4 被災者支援に関する課題と対応

- (1) 避難所の運営【危機管理部】・・・ 14
- (2) 災害廃棄物の処理【環境生活部】・・・ 15
- (3) 応急仮設住宅の提供【都市建築部】・・・ 16
- (4) 災害ボランティアの対応【健康福祉部】・・・ 17

1 応援職員による課題把握と対応

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(1) 中部9県1市による災害時等の応援に関する協定に基づく派遣</b>  <b>&lt;事象&gt;</b>                      ○ 被災県である長野県の業務を支援するため、中部9県1市の災害時相互応援協定に基づき、7県から延べ406名の職員が派遣された。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>派遣期間 令和元年10月15日～11月15日</p> <p>派遣内容 総括災害本部支援、衛生指導等、災害廃棄物対策、災害査定</p> <p>派遣状況 富山県(主たる応援県):延べ110名 石川県:延べ53名、岐阜県:延べ60名 愛知県:延べ51名、福井県:延べ51名 三重県:延べ26名、滋賀県:延べ55名</p> </div> <p><b>(2) 総務省被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣</b>  <b>&lt;事象&gt;</b>                      ○ 総務省の被災市区町村応援確保システムに基づき、6県28市町に対し、35道府県市から延べ9,833名の職員が派遣された。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>派遣状況(令和2年1月10日現在)</p> <p><b>【宮城県】</b> 石巻市、角田市、丸森町</p> <p><b>【福島県】</b> 郡山市、いわき市、須賀川市、南相馬市、伊達市、本宮市、石川町</p> <p><b>【茨城県】</b> 水戸市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町</p> <p><b>【栃木県】</b> 栃木市、佐野市</p> <p><b>【千葉県】</b> 館山市、南房総市、鋸南町</p> <p><b>【長野県】</b> 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、佐久穂町</p> </div>	<p><b>&lt;対応&gt;</b>                      ○ 10月17日から11月15日まで30日間、長野県災害対策本部支援のため危機管理部、県土整備部、環境生活部から職員を派遣した。                      ※1班当たり各部から1名派遣(延べ60名)</p> <p><b>&lt;課題・検証&gt;</b>                      ○ 被災県の各部局において、受援ニーズを共有・調整する体制がなく、迅速かつ的確な応援要請ができていなかった。                      本県においても災害対策マニュアル等の規定がないため、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、災害時における受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みを構築する必要がある。</p> <p><b>&lt;対応&gt;</b>                      ○ 10月18日から11月11日まで25日間、長野県南佐久郡佐久穂町支援のため本県から災害マネジメント総括支援員や支援員等の応援職員を派遣した。(延べ86名)</p> <p>○ 被害家屋認定調査の人員不足により、岐阜市及び各務原市職員の派遣調整を行った。(10月23～25日:岐阜市3名、各務原市2名。延べ15名)</p> <p><b>&lt;課題・検証&gt;</b>                      ○ 本県では、独自の災害マネジメント支援職員を養成(28名)しているが、国に登録している応援職員(国の研修受講が条件)は3名であり、当システムによる長期の派遣は困難な状況である。</p> <p>○ 迅速な派遣が実施できるよう国登録職員数の増加とともに、班編成や派遣順位をあらかじめ定める必要がある。</p> <p>○ 町では、被災住民への総合的支援制度についての知識・ノウハウが不足しており、迅速な対応が求められる。</p>	<p><b>◎ 受援ニーズを共有・調整する仕組みづくり【県】 案P50</b>                      ・ 受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。</p> <p><b>◎ 応援体制の充実【県】 案P50</b>                      ・ 長期の応援にも対応できるようにするため災害マネジメント支援職員の国登録者を増加させる。                      ・ 応援職員のスキルアップとともに班編成や応援順位をあらかじめ検討する。</p> <p><b>○ 切れ目のない被災者生活再建支援【県・市町村】 案P50</b>                      ・ 市町村において各種支援施策や窓口、手続きが分かるガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などフェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>◎ : 新規・拡充事業                          ○ : 継続事業</p> </div>

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(3) 厚生労働省を通じた保健師等チームの派遣</b>  <b>&lt;事象&gt;</b></p> <p>○ 避難所等における住民の健康支援及び在宅における要支援者の健康管理を行うため、厚生労働省を通じた全国自治体への応援派遣要請により、保健師等チームを派遣。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>長野県内市町村への保健師等の派遣状況          長野県：2チーム、他県：7チーム</p> </div>	<p><b>&lt;取組状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風第19号災害では長野市へ被災地に保健師等を21日間、延べ96名派遣した。</li> <li>○ 避難所に救護所を開設し、医療救護班と連携し、救護や緊急に健康支援が必要な人への対応。</li> <li>○ 避難所における感染症防止のため、市町村を通じて避難所の保健医療等スタッフ向けに衛生管理・環境整備徹底の要請。</li> <li>○ 地域医師会の協力のもと避難所避難者に対するインフルエンザ予防接種の実施。</li> <li>○ エコノミークラス症候群への対応として、避難所において医師によるスクリーニング検査の実施。</li> <li>○ 保健師及び管理栄養士等の専門職が避難所の巡回、床上・床下浸水地域への全戸訪問により住民の健康状態を確認。</li> </ul> <p><b>&lt;課題・検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全県下において、災害時の保健活動マニュアル等の策定を進め、発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制、受援体制を想定した体制の整備が必要である。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>健康管理体制（保健活動）を整備する市町村数          42市町村／42市町村 100%          保健活動マニュアル策定状況          6市町村／42市町村 14%</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の保健活動を統括する保健師を全市町村に配置する必要がある。</li> <li>○ 平時から、災害時に専門性を発揮できる人材の育成や、必要な情報を発信するための情報伝達及びE M I Sの活用等についての継続した訓練が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>災害保健活動研修及び情報伝達訓練の実施</b>  <b>【県・市町村】</b> <b>案P45</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受援準備、市町村と保健所の役割分担に関する研修会や防災無線を使用した情報集約訓練を実施する。</li> <li>・ 統括保健師の配置について、各種研修会や市町村支援事業を通じて働きかける。</li> </ul> </li> <li>○ <b>災害時保健活動マニュアルの見直し及び周知</b>  <b>【県】</b> <b>案P45</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村が、地域特性・社会資源など実情に応じたマニュアルを整備し、地域防災計画に公衆衛生看護活動を位置付けられるよう支援する。</li> <li>・ 保健師に限らず、事務職等の他職種が災害時の保健活動で活用できるマニュアルに見直す。</li> </ul> </li> </ul>

2 水害、土砂災害に関する課題と対応

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針															
<p><b>(1) 広範囲かつ同時多発的な堤防の決壊・氾濫</b>  <b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本7県の71河川140箇所にて堤防が決壊し、広範囲にわたり浸水被害が発生した。(約35,000ha)</li> <li>○ 総雨量は、神奈川県箱根町で総雨量が1,000ミリを記録する等、1都12県に大雨特別警報が発表された。</li> <li>○ 千曲川(長野県)や阿武隈川(福島県)流域等では、基準地点上流域の平均雨量が河川整備において基本となる降雨量(計画規模の降雨量)の対象雨量を超過、又はそれに迫る雨量となった。                      (令和元年11月22日開催 社会資本整備審議会河川分科会 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="371 785 1044 1142"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>台風19号洪水</th> <th>計画規模の降雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千曲川(長野県)</td> <td>196.8mm/2日 (約1/160)</td> <td>186mm/2日 (1/100)</td> </tr> <tr> <td>阿武隈川(福島県)</td> <td>252.7mm/2日 (約1/140)</td> <td>256.5mm/2日 (1/150)</td> </tr> <tr> <td>吉田川(宮城県)</td> <td>330.8mm/2日 (約1/90)</td> <td>335mm/2日 (1/100)</td> </tr> <tr> <td>久慈川(茨城県)</td> <td>255mm/2日 (約1/190)</td> <td>235mm/2日 (1/100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )書きは、降雨の確率規模</p> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川整備において基本となる降雨量(計画規模の降雨量)を超える雨が流域内で降ったため、堤防を越水する洪水が発生し、堤防決壊等が発生した。</li> <li>○ 国管理河川では、堤防の幅や高さが計画水準に達していない割合が全体の約26%(木曾川水系は約45%)である。</li> </ul>	河川名	台風19号洪水	計画規模の降雨量	千曲川(長野県)	196.8mm/2日 (約1/160)	186mm/2日 (1/100)	阿武隈川(福島県)	252.7mm/2日 (約1/140)	256.5mm/2日 (1/150)	吉田川(宮城県)	330.8mm/2日 (約1/90)	335mm/2日 (1/100)	久慈川(茨城県)	255mm/2日 (約1/190)	235mm/2日 (1/100)	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川整備は、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、計画的かつ効率的に進めるとともに、段階的に治水安全度を向上している。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     河川整備目標：令和6年度までに約47km                      現状(平成30年度末)：約34km                 </div> </li> <li>○ 堤防は、日常の河川巡視に加え、定期的な堤防点検(5年に1回の目視点検)により堤体の現状把握、補修等を実施している。</li> <li>○ 防災・減災、国土強靱化を推進するための3か年緊急対策(平成30～令和2年度)を推進している。</li> <li>○ 洪水調節機能を有する(直轄事業の)新丸山ダム、長良川遊水地のほか、内ヶ谷ダムの整備を進める。</li> <li>○ 県管理の全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を作成、公表した。</li> <li>○ 洪水時のリスクの高まりを示すため、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定した。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が整備を進める中小河川は、当面の目標としている改修規模が概ね5～30年に1度の洪水を対象に進めており、台風第19号による計画規模の降雨量を超過、又はそれに迫る雨が流域内に降った場合は、同様の被害が発生するおそれがあり、ハード・ソフトの両面から更に対策を強化する必要がある。</li> <li>○ 水害リスクを明示した洪水浸水想定区域図、水害危険情報図のほか、洪水時の避難のタイミングを示す危機管理型水位計等の周知を図る必要がある。</li> </ul>	<p><b>○ 総合的な水害対策の推進【県】 案P35</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づき、河川整備に合わせ、河川堤防の整備を進める。</li> <li>・ 国では、気候変動により水害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、気候変動を踏まえた水害対策のあり方の検討が行われており、その動向を注視する。</li> <li>・ 3か年緊急対策を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進しているが、地域の状況に応じた本格的な強靱化対策としては、なお十分と言えないことから、引き続き国と連携しながら、3か年対策後においても必要となる予算・財源の安定的確保に取組み、強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進める。</li> <li>・ 洪水浸水想定区域図、水害危険情報図のほか、洪水時の避難のタイミングを示す危機管理型水位計等のホームページ等での周知を図る。</li> </ul>
河川名	台風19号洪水	計画規模の降雨量															
千曲川(長野県)	196.8mm/2日 (約1/160)	186mm/2日 (1/100)															
阿武隈川(福島県)	252.7mm/2日 (約1/140)	256.5mm/2日 (1/150)															
吉田川(宮城県)	330.8mm/2日 (約1/90)	335mm/2日 (1/100)															
久慈川(茨城県)	255mm/2日 (約1/190)	235mm/2日 (1/100)															



台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(2) 各施設における浸水被害、土砂災害被害の発生</b></p> <p><b>①避難所</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあったため、避難所が浸水し、別の避難所への移動が必要となった。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する施設を避難所に指定していた。</li> </ul> <p><b>②病院</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1階部分が浸水した病院では、入院患者や職員が2階以上へ避難し、無事であった。</li> <li>○ 停電や浸水により患者管理が困難となった病院では、DMATの支援等により入院患者の他病院への移送を行った。</li> <li>○ 1階部分が浸水した病院では、CTやMRIといった機器が浸水で使用不可となり、診療に影響を受けた。福島の病院では、被害総額が25億円にのぼる見通し。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成が進んでおらず、策定済みなのは、被災した14都県で45.6%、全国では35.7%に留まる。</li> <li>○ CTやMRIは重量があり、上層階に置くと揺れに弱くなるなど建物の構造上は不利になるほか、救急車から患者を運びやすいこともあり、1階に置いている医療機関が多い。</li> <li>○ 病院BCPにおいて、CTやMRIなどの検査機器が故障した場合の現状復旧時間の把握や、復旧時間短縮のための対策の検討等が必要である。</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>岐阜県避難所運営ガイドラインの改定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年に熊本地震の教訓を踏まえて避難所運営ガイドラインを改訂し、避難所の立地条件について、想定される災害による影響が比較的少ない場所として、「洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定」するよう求めている。</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="1240 688 1846 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>洪水浸水想定区域内に位置する避難所の数 26市町 477箇所</p> <p>土砂災害特別警戒区域内に位置する避難所の数 8市町 32箇所</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置する避難所の数 25市町村 196箇所</p> </div> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村と連携し、災害特性に応じた配置状況について再点検を行い、立地の見直しについて検討を促すことが必要である。</li> </ul> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水想定区域内に立地する病院及び有床診療所の74.9%において、避難確保計画を策定済みである。</li> <li>○ 全ての災害拠点病院がBCPを策定済みであり、県内病院の41%においてBCPを策定している。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水浸水想定区域内の病院及び有床診療所において、水防法で作成が義務付けられている避難確保計画が未策定の施設がある。</li> </ul> <div data-bbox="1163 1549 1970 1780" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難確保計画作成率（作成済み施設／義務付けられている施設） 34施設／46施設 73.9%</p> <p>※令和元年8月29日付け厚生労働省DMAT事務局事務連絡「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療機関における避難確保計画策定および訓練実施の実態調査について（依頼）」の結果</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する避難所の見直し【県・市町村】 案P41</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に指定されている避難所における立地場所の見直しを支援する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>要配慮者利用施設に対する指導【県】 案P45</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所の立入検査等の機会を活用し、対象医療機関に対し避難確保計画の作成についての指導を行う。</li> </ul> </li> </ul>

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針																																		
<p><b>③社会福祉施設</b> <b>&lt;事象&gt;</b></p> <p>○ 社会福祉施設においては、以下のとおり浸水が発生した。</p> <table border="1" data-bbox="320 514 952 915"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>都道府県数</th> <th>浸水箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高齢者</td> <td>10/15 4時</td> <td>9</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>10/17 4時</td> <td>8</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>10/19 13時</td> <td>8</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td>10/15 4時</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>10/17 4時</td> <td>6</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>10/19 13時</td> <td>7</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童</td> <td>10/15 4時</td> <td>10</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>10/17 4時</td> <td>8</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>10/19 13時</td> <td>8</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 高齢者関係施設においては、浸水により入所者が避難した施設が47箇所発生した（10/15 午前4時時点）。</p> <p>○ 障害者関係施設においては、浸水により入所者が避難した施設が12箇所発生した（10/15 午前4時時点）。</p> <p>○ 児童関係施設においては、浸水により入所者が避難した施設が37箇所発生した（10/15 午前4時時点）。</p> <p>○ このほか、各関係施設とも断水が発生した施設があり、給水車配備により対応された。</p>			都道府県数	浸水箇所	高齢者	10/15 4時	9	47	10/17 4時	8	27	10/19 13時	8	42	障害者	10/15 4時	4	12	10/17 4時	6	32	10/19 13時	7	42	児童	10/15 4時	10	37	10/17 4時	8	41	10/19 13時	8	39	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <p>○ 社会福祉関係施設へは、平成29年の水防法の改正により、浸水想定区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を監査時等において指導している。</p> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <p>○ 避難確保計画の未作成及び避難訓練の未実施の施設がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難確保計画作成率（作成済み施設／義務付けられている施設）</p> <p>高齢者関係施設：376施設／733施設 51.3%</p> <p>障害者関係施設：131施設／293施設 44.7%</p> <p>児童関係施設：111施設／209施設 53.1%</p>   <p>訓練実施率（訓練実施済み施設／義務付けられている施設）</p> <p>高齢者関係施設：160施設／733施設 21.8%</p> <p>障害者関係施設：71施設／293施設 24.2%</p> <p>児童関係施設：41施設／209施設 19.6%</p>   <p>※県所管外施設を含む</p> <p>※平成31年3月18日付け国土交通省中部地方整備局事務連絡「水防法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査について（依頼）」の結果</p> </div>	<p><b>○ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の推進【県・事業所】 案P45、59</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難確保計画の未作成、避難訓練の未実施の施設には、引き続き監査時等において作成等するよう指導していく。</li> </ul>
		都道府県数	浸水箇所																																	
高齢者	10/15 4時	9	47																																	
	10/17 4時	8	27																																	
	10/19 13時	8	42																																	
障害者	10/15 4時	4	12																																	
	10/17 4時	6	32																																	
	10/19 13時	7	42																																	
児童	10/15 4時	10	37																																	
	10/17 4時	8	41																																	
	10/19 13時	8	39																																	



台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針																																
<p><b>④上下水道施設</b></p> <p><b>上水道施設</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄水場が水没した。</li> <li>○ 福島県いわき市では、台風第19号に伴う大雨により市内の複数の河川で堤防の決壊や越水があり、市内の複数の浄水場が浸水被害により機能停止となり、市内の3分の1にあたる約45,400戸が断水した。</li> </ul>	<p><b>県営水道</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な地震等による送水管の破断、漏水事故、水質事故に備え、東濃地域と可茂地域を水道管の幹線をつなぎ、生活に不可欠な水を相互融通することができる「東濃西部送水幹線（緊急時連絡管）」を整備するとともに、地域間で双方向に水道水を融通する訓練を市町と連携して実施している。</li> <li>○ 県営水道の3浄水場は、高台にあるため洪水浸水想定区域には含まれていないが、1浄水場・1取水場が土砂災害警戒区域に含まれており、盛土及びコンクリート擁壁等による対策を行っている。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営水道における浄水場の機能停止に備え、地域間相互のバックアップ機能強化を推進する必要がある。</li> </ul> <p><b>市町村水道</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が管理する上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）911施設のうち、149施設が浸水想定区域内に存在する。そのうち、浸水災害対策を講じているのは59施設。講じていない残り90施設のうち、「大規模な断水が生じるおそれがある水道施設」は6施設で、対応状況は下記のとおり。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;浸水災害対策の状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1160 1255 1958 1379"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設数</th> <th rowspan="2">浸水想定区域外</th> <th rowspan="2">浸水想定区域内</th> <th colspan="2">浸水災害対策</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>911</td> <td>762</td> <td>149</td> <td>59</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;対応&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1160 1417 1958 1499"> <thead> <tr> <th>対象施設数</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>対策済み：2 計画段階：1 検討中：3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;土砂災害対策の状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1160 1537 1958 1661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設数</th> <th rowspan="2">土砂災害警戒区域外</th> <th rowspan="2">土砂災害警戒区域内</th> <th colspan="2">土砂災害対策</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>911</td> <td>714</td> <td>197</td> <td>5</td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">&lt;対応&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1160 1698 1958 1780"> <thead> <tr> <th>対象施設数</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>対策済み：1 検討中：3</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の水没による断水が長期化した場合、あるいは土砂災害により給水できなくなった場合には、連携する市町村の給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。</li> </ul>	施設数	浸水想定区域外	浸水想定区域内	浸水災害対策		あり	なし	911	762	149	59	90	対象施設数	対応状況	6	対策済み：2 計画段階：1 検討中：3	施設数	土砂災害警戒区域外	土砂災害警戒区域内	土砂災害対策		あり	なし	911	714	197	5	192	対象施設数	対応状況	4	対策済み：1 検討中：3	<p><b>県営水道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>施設機能強化事業【県】 案P47</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東濃東部地域（中津川市・恵那市）へも緊急時に水道水を融通できるよう、令和元年度から調査設計に着手しており、令和6年度の完成を目指す。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>市町村水道</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>上水道施設における災害対策の強化【県・市町村】 案P47</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携し、応急給水体制を確保していく。</li> <li>・ 日本水道協会において、被災時の応急復旧、応急給水の支援体制を構築しており、県としても協力していく。</li> <li>・ 例年開催している水道事業者説明会において、浸水災害対策・土砂災害対策など必要な対策が取られていない水道事業者に対し、国庫補助事業等の利用などにより対策を講じるよう説明し、施設の改善を進める。</li> </ul> </li> </ul>
施設数	浸水想定区域外				浸水想定区域内	浸水災害対策																												
		あり	なし																															
911	762	149	59	90																														
対象施設数	対応状況																																	
6	対策済み：2 計画段階：1 検討中：3																																	
施設数	土砂災害警戒区域外	土砂災害警戒区域内	土砂災害対策																															
			あり	なし																														
911	714	197	5	192																														
対象施設数	対応状況																																	
4	対策済み：1 検討中：3																																	

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>下水道施設</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの下水道施設において、浸水による機能停止等が発生した。</li> <li>○ 処理場については、仮設ポンプによる対応など一部においては簡易処理などを行っているが、通常運転を実施している。ポンプ場についても一部応急対応を行っているが、通常運転を実施している。管渠、マンホールについても仮設配管、仮設ポンプの設置等応急対応箇所もあるが、流下機能に問題はない。</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 流域下水道施設で、浸水対策については未策定。  各務原浄化センター 1 箇所  ポンプ場 4 箇所  管渠 77.6 km  マンホール 398 箇所</li> <li>○ 流域浄水事業所が（一社）岐阜土木工業会、（一社）可茂建設業協会と防災業務協定を締結しており、災害の拡大防止及び早期復旧の体制を整えている。</li> <li>○ （公財）岐阜県浄水事業公社が、機械電気設備等の応急対策工事（業務）に関する協定を締結しており、支援体制を整えている。</li> <li>○ 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成 20 年 7 月 15 日）」、「岐阜県における下水道等災害時の支援に関するルール（平成 20 年 7 月 15 日）」等を策定し、災害時の相互支援を行う。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水が解消されたときに早期運転が可能となるような耐水対策を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>下水道施設の機能強化【県・市町村】案 P48</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設更新時期等において浸水対策の必要性を検討し、機能強化に努める。</li> </ul> </li> </ul>

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針														
<p><b>⑤排水機場</b> <b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千曲川等の氾濫で長野市が管理する7箇所の排水機場が浸水で故障したことを受け、市は緊急対策として、国と県の排水ポンプ車28台を配置した。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>長野市管理の稼働できない排水機場の排水量</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>浅川排水機場</td><td style="text-align: right;">: 30.0m<sup>3</sup>/s※</td></tr> <tr><td>長沼排水機場</td><td style="text-align: right;">: 16.5m<sup>3</sup>/s</td></tr> <tr><td>大道橋排水機場</td><td style="text-align: right;">: 0.2m<sup>3</sup>/s</td></tr> <tr><td>小森第一排水機場</td><td style="text-align: right;">: 17.0m<sup>3</sup>/s</td></tr> <tr><td>赤沼雨水ポンプ場</td><td style="text-align: right;">: 1.8m<sup>3</sup>/s</td></tr> <tr><td>三念沢雨水ポンプ場</td><td style="text-align: right;">: 1.4m<sup>3</sup>/s</td></tr> <tr><td>沖雨水ポンプ場</td><td style="text-align: right;">: 3.7m<sup>3</sup>/s</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">※全排水量44.0m<sup>3</sup>のうち、14.0m<sup>3</sup>/sは稼働可</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 栃木県が管理する排水機場では、排水ポンプの一部が発電機の燃料切れのため、約1時間稼働できなかった。</li> <li>○ 越辺川（埼玉県）では、支川が溢れるおそれがあったことを受け、排水ポンプ場2箇所でポンプを稼働させたまま施設の担当職員が避難。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長野市は各排水機場に排水ポンプ車を配備したものの、ポンプ車の排水能力が排水機場の能力を下回る場所がほとんどで、内水氾濫の発生が懸念された。</li> <li>○ 栃木県の排水機場には被災当時、燃料の備蓄がなかった。</li> <li>○ 埼玉県等が管理する排水ポンプ場は、本川（越辺川）が計画高水位に達した場合は、決壊を防ぐためにポンプを停止させなければならないが、一方で支川が氾濫するおそれがあり、施設管理者が難しい判断を迫られている。 また、県のガイドラインでは、職員に危険が迫り、避難して無人とする場合は、ポンプを停止することとされている。</li> </ul>	浅川排水機場	: 30.0m <sup>3</sup> /s※	長沼排水機場	: 16.5m <sup>3</sup> /s	大道橋排水機場	: 0.2m <sup>3</sup> /s	小森第一排水機場	: 17.0m <sup>3</sup> /s	赤沼雨水ポンプ場	: 1.8m <sup>3</sup> /s	三念沢雨水ポンプ場	: 1.4m <sup>3</sup> /s	沖雨水ポンプ場	: 3.7m <sup>3</sup> /s	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が管理する4排水機場（天神川、山田川、上戸、旧水門川）について、停電時でも一定計画量の排水ができるよう発電機、燃料タンクを整備済み。</li> <li>○ 台風第19号の事前準備として、全排水機場の燃料を満量とするよう指示を行った。</li> <li>○ 各排水機場、樋門等の操作要領において、操作員の安全確保に関する条項を記載し運用している。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風第19号災害のように排水先（本川）が計画高水位を超えるような状況の場合、排水ポンプの稼働停止により排水機場の浸水や支川の氾濫も考えられるため、排水機場の耐水化の検討が必要である。</li> <li>○ 県管理河川において堤防越水等浸水被害が発生した際、県独自に排水ポンプ車を保有していないため、国に配備要請を行い、氾濫水の排水作業を実施することとなる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;参考&gt;近県の排水ポンプ車保有状況 群馬県2台、長野県3台、福井県2台、京都府4台、和歌山県4台、兵庫県1台</p> </div>	<p><b>◎ 排水ポンプ車の購入・配備【県】 案P35</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場の浸水、又は大規模停電等による排水ポンプの稼働停止対策として、県独自で排水ポンプ車を購入、配備する。</li> </ul> <p><b>◎ 排水機場の耐水化・遠隔操作化【県】 案P35・</b></p> <p>浸水により排水機場の排水ポンプが稼働停止状態とならないよう、止水壁などの耐水化について、今後示される国の緊急対策の動向を踏まえつつ検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難勧告等により操作員が避難することを踏まえ、無人状態でも排水機場の操作を行うための遠隔操作化について、耐水化と同様に国の動向を踏まえつつ検討を進める。</li> </ul>
浅川排水機場	: 30.0m <sup>3</sup> /s※															
長沼排水機場	: 16.5m <sup>3</sup> /s															
大道橋排水機場	: 0.2m <sup>3</sup> /s															
小森第一排水機場	: 17.0m <sup>3</sup> /s															
赤沼雨水ポンプ場	: 1.8m <sup>3</sup> /s															
三念沢雨水ポンプ場	: 1.4m <sup>3</sup> /s															
沖雨水ポンプ場	: 3.7m <sup>3</sup> /s															

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(3) ダムの緊急放流（異常洪水時防災操作）、事前放流</b> <b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本の6箇所のダムで計画規模を越える洪水によりダムの貯水位が限界に近づいたため、流入量と同じ量を下流へ流す緊急放流<sup>※1</sup>が行われた。</li> <li>○ 緊急放流が行われたダムのうち、洪水調節容量を増やすため降雨前に利水容量等を事前放流<sup>※2</sup>する運用を行ったのは2ダムのみ。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1：緊急放流（異常洪水時防災操作）とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画規模を越える洪水によりダムの貯水量が満水になることが予想される場合、ダム本体や周辺地盤の崩壊を防止するため、流入量とほぼ同じ量を放流し、ダムの貯水位の上昇を抑制する操作で、ダムがない場合と同じ状況となる。</li> <li>・県のダムは、「ゲートレスダム」と呼ばれる自然調節方式を採用しており、ダムの非常用洪水吐からの越流が緊急放流に該当</li> <li>・洪水調節用のゲートを有していないため、人為操作による緊急放流を行うことはない。緊急放流の通知については、非常用洪水吐からの越流時刻を予測して行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【県管理ダムで実績なし】</p> <p>※2：事前放流とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放流用のゲートを備えた多目的ダムでは、降雨が予想される場合、予め洪水調節容量を増大させるため、利水容量等を放流することによりダムの貯水位を下げる行為。</li> </ul> </div> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利水容量等の事前放流には、利水権者全員の合意が必要となるが、放流後に雨が降らなければ濁水の危険が生じるため、合意を得るのが困難な場合がある。</li> <li>○ 城山ダム（神奈川県）では、県が発表する緊急放流予定時間が二転三転したり、川の水位が急上昇する誤った水位予測が示されたりする等、流域自治体の現場が混乱し、情報の伝達や共有のあり方が課題となった。</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が管理する5ダム（阿多岐・岩村・大ヶ洞・中野方・丹生川）は、緊急放流の実施時刻の予測精度を高めるため、平成30年度補正予算により予測システムを独自開発し、令和元年度から運用している。</li> <li>○ 予測システムは、気象庁の降雨予測データを自動的に取り込み、リアルタイムで予測値を更新していくものであり、これまでの職員の計算による予測よりも大幅に精度向上が図られている。</li> <li>○ 緊急放流に係る事前通知は、県のダムは全て小規模で、集水面積が狭いことから、気象庁の降雨予測精度に大きく左右され、緊急放流の1時間前に事前通知を行うこととしている。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急放流の事前通知について、システム導入直後ということもあり、洪水調節実績が少なく、予測結果の検証が困難な状況であるが、今後のデータ蓄積により予測システムの精度向上を図る必要がある。</li> <li>○ 事前放流について、県管理ダムは放流用のゲートを有しないため物理的に困難な状況である。なお、ダム再生事業等によりゲートを後付することは技術的に可能であるが、各ダムとも利水容量が少ないため、費用対効果が得られないことが想定される。</li> </ul>	<p><b>○ ダムの流入量予測システムの精度向上【県】</b> <b>案 P35、36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急放流に関する事前通知について実績降雨に基づき、予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。</li> </ul> <p><b>○ ダム水位情報の見える化【県】</b> <b>案 P51</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム下流住民の主体的な避難を促すため、現在、「岐阜県川の防災情報」で情報提供しているダム水位について、洪水時のリスクの高まりを分かりやすく伝える表示に変更し、説明会を開催する等、住民への周知啓発を図る。</li> </ul> <p><b>○ ダムの事前放流【国・県】</b> <b>案 P36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保して機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる国の取組み状況を勘案しつつ、県管理ダムについても調査を進める。</li> </ul>



台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(4) 広範囲かつ多数の土砂災害の発生</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東北、関東の広範囲にわたり土砂災害が発生した。 (1月10日現在 962件 1個の台風では過去最多)</li> <li>○ 宮城県では、山間部から平地に変わるあたりの川底に土砂が堆積した結果、洪水が溢れて平地の広範囲で浸水する「土砂・洪水氾濫」が発生した。</li> <li>○ 1個の台風としては、非常に多くの林地被害が発生した。 (1月10日現在、林地荒廃 1,244箇所)</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害により倒壊した住宅内から死者が多数確認された。</li> <li>○ 土砂の流下により、溪流の中上流域で被災していなくても勾配が緩くなった下流域の流路内で堆積することで、洪水氾濫が発生するおそれがある。</li> <li>○ 台風による新たな山林部の崩壊が確認された。また、溪流内の土砂堆積が確認された(林野庁調査概要より)。</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害特別警戒区域内に位置する要配慮者利用施設や避難所を保全するハード対策を重点的に取り組むほか、防災拠点や集落等を保全するハード対策を推進している。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>令和元年度の状況 要配慮者利用施設 13箇所、避難所 43箇所 防災拠点 4箇所、集落等 29箇所</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 養老町の宮谷などにおいて、流路内の土砂堆積を軽減させるため、沈砂地を整備している。</li> <li>○ 間伐は、森林の災害防止機能の向上に寄与するとされており、民有林では、平成24～30年度の6年間で62,792ha(目標81,600haの77%)を実施している。</li> <li>○ 山地災害危険地区7,184箇所を指定し、うち5,303箇所では治山事業に着手している(着手率74%)。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒区域に対するハード対策の着手率は13%と未だ低い水準となっていることから、ハード対策をさらに推進する必要がある。</li> <li>○ 既存施設の機能を保持していく必要がある。</li> <li>○ 流域が大きく、下流域の流路で土砂・洪水氾濫の発生が懸念される箇所においては、流域全体での対策が必要である。</li> <li>○ 適正に管理すべき森林面積が膨大*で、計画的な間伐等の森林整備が必要である。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※間伐対象面積(平成30年度末現在) 225,716ha</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年7月豪雨時は、治山ダムは、想定していた土砂量の捕捉、溪床勾配の緩和による土石流の抑制効果を発揮していたが、一部が被災したダムもあるため、既存治山ダムの機能を強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>総合的な土砂災害対策の推進【県】案 P35、63</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八山系砂防総合整備計画に基づき、引き続きハード対策を推進していく。</li> <li>・ これまで整備した施設が確実に機能を発揮するよう、堆積土砂の撤去や長寿命化対策を実施する。</li> <li>・ 扇状地形など河床勾配が変化することで土砂洪水氾濫の発生が懸念される箇所について、沈砂地等の整備を検討する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>災害に強い森林づくり【県】案 P39</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>治山ダム等の整備・機能強化【県】案 P36</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害危険地区における治山事業を推進し、減災対策に努める。また、保全対象に近接した箇所においては、土石流の衝撃力を考慮した治山ダムのコンクリート補強等、既存施設の機能強化対策を推進する。</li> </ul> </li> </ul>



3 住民避難に関する課題と対応

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p>(1) 洪水浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外での被害の発生</p> <p><b>ハザードマップの想定を超える被害の発生</b></p> <p><b>浸水被害</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <p>○ 千葉県では、自治体（<small>もばらし</small>茂原市、<small>ながらまち</small>長柄町）が作成したハザードマップの洪水浸水想定区域外で被害が発生。</p> <p>○ ハザードマップは、一宮川流域での総雨量を2日間で324ミリと想定して作成したが、今回の豪雨では流域の雨量が降り始めから12時間で約360ミリに達した。</p> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <p>○ 茂原市、長柄町が作成したハザードマップは、50年に1度の規模の降雨量（2日間雨量324ミリ）を対象にした洪水浸水想定区域を基に作成されており、これは「河川整備において基本となる降雨（レベル1）」に相当。</p> <p>○ 一方、平成27年の水防法改正に伴い、河川管理者は洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る「最大規模の降雨（レベル2）」を対象とした洪水浸水想定区域図の公表が義務付けられているが、被災当時はレベル2相当の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップが公表されていなかった。</p> <p><b>土砂災害</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <p>○ 群馬県や千葉県では、土砂災害警戒区域の指定準備を進めている箇所や土砂災害警戒区域指定対象外の箇所でも土砂災害が発生した。</p> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <p>○ 土砂災害警戒区域指定対象外でも土砂災害により人命に著しい危害が生じるおそれがある。</p> <p>○ 住民に対する土砂災害警戒区域の明示が十分でない。</p>	<p><b>浸水被害</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <p>○ 県は洪水予報河川、水位周知河川のほか、氾濫が発生した際に大きな被害が想定される河川を含む計62河川について、レベル2を対象とした洪水浸水想定区域図を作成、公表済み。</p> <p>○ 国管理河川についても、同様に洪水浸水想定区域図を作成、公表済み。</p> <p>○ さらに平成30年7月豪雨を受け、中小河川における水害時の避難対策の強化のため、洪水浸水想定区域図作成区間を除く、全ての一級河川（区間）を対象にレベル2に対応した水害危険情報図を作成、公表済み。</p> <p>○ これにより、県内の全ての一級河川でレベル2に対応した洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を公表し、県下の水害リスクを可視化した。</p> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <p>○ 市町村は、洪水浸水想定区域図を公表した河川は水防法に基づきハザードマップを作成、公表する義務があり、過年度に公表したレベル2を対象とした洪水浸水想定区域図を基に、岐阜市の長良川、関市、瑞穂市、海津市等で作成、公表済み。</p> <p>○ 一方、水害危険情報図は県が独自の取組みとして作成、公表したものであり、法的根拠はなく、中小河川の水害リスクをハザードマップに盛り込むよう周知啓発する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ハザードマップ（レベル2）公表状況（一部公表を含む） 岐阜市、関市、美濃加茂市、本巣市、郡上市、海津市、瑞穂市、富加町、北方町、安八町、養老町、輪之内町、大野町</p> </div> <p><b>土砂災害</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <p>○ 平成27年度に県内の土砂災害警戒区域の指定を完了。</p> <p>○ 施設整備や地形の改変等による不断の見直しを適宜実施している。</p> <p>○ 精度の高い地形図を用いて再抽出を行い、追加指定を実施中。</p> <p>○ 基礎調査が完了した時点でホームページによる土砂災害警戒区域の公表や現地への表示看板を設置している。</p> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <p>○ 異常な豪雨が発生した際には、国の指定基準を満たさないがけ下等において、土砂災害が発生する可能性がある。</p>	<p><b>○ 土砂災害・洪水ハザードマップの更新及び公表の促進【県・市町村】 案P35、36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村にて整備済みの土砂災害・洪水ハザードマップについて、レベル2を対象とした洪水浸水想定区域図や水害危険情報図、砂防基礎調査の結果を基にした更新及び公表を行うよう支援する。</li> <li>公表に際しては、説明会や出前講座、インターネットによる公表など丁寧な周知について市町村に働きかける。</li> <li>国が策定を進めている中小河川の浸水想定区域設定に関するガイドラインの内容を注視していく。</li> </ul> <p><b>○ 土砂災害警戒区域の追加指定【県】 案P36</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度を目途に土砂災害警戒区域の追加指定を完了する。</li> </ul> <p><b>○ 住民主体での避難対策の強化【県・市町村】 案P59</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>逃げ遅れをなくすため、個人ごとの逃げ時を定める「災害・避難カード」作成の取組みが全市町村で展開されるよう支援を行う。</li> <li>支援にあたっては、県内で既に実施した取組み事例集の作成、配布やインターネットによる公表などにより各地域での取組みを促進する。</li> </ul> <p><b>◎ 防災教育の推進【県・市町村・事業者等】 案P58</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認するなど具体的な目標を盛り込んだ行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として展開する。</li> <li>水害や土砂災害のリスクがある小中学校などにおいて、避難訓練と合わせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。</li> <li>斜面下等への住民に対し、異常な豪雨においては、斜面から離れるなど土砂災害から身を守る行動をとるよう、市町村とも連携して防災訓練などあらゆる機会を通じて周知する。</li> </ul>

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(2) 逃げ遅れによる移動中の被災</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冠水した道路で車が立ち往生し、逃げ遅れて死亡する事故が相次いだ。</li> <li>○ 那珂川（茨城県）では、堤防を越えて水が溢れているのを確認しながら、河川管理者である国は「氾濫発生情報」を発表していなかった。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間の車での避難では、暗かったり強い雨で視界が遮られたりして運転中に道路の陥没や浸水に気付かないことが多い。</li> <li>○ 河川管理者である現地機関事務所は、那珂川の越水を把握していたが、他の河川でも越水が発生する等、対応に追われ、事務所内が混乱していた。</li> <li>○ 早期避難を行うことや、避難が遅れた場合土砂災害の恐れがない場所では2階以上に逃げる垂直避難が最もリスクが低くなるが、徹底されていない。</li> </ul>	<p><b>道路通行規制</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が管理する全てのアンダーパスについて、道路利用者に冠水したことを知らせる表示板及び回転灯、通行規制のための遮断装置等を整備済み。</li> <li>○ 平成30年7月豪雨時においては、河川の異常な水位上昇等による溢水により道路が冠水したことから、冠水前に通行を規制できるよう検討を進めている。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の異常な水位上昇等による溢水により道路冠水の恐れがある箇所については、通行規制区間として指定し、道路利用者の安全を確保する必要がある。</li> </ul> <p><b>氾濫発生情報の発表</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水予報河川である長良川、飛騨川、宮川の3河川の指定区間内において、越水等により氾濫を確認した場合、氾濫発生情報（レベル5相当情報）を発表し関係機関へ送付することとしている。</li> <li>○ 氾濫発生情報を含む洪水警報文の作成、発表については、共同発表者である岐阜地方気象台と協議した上で「洪水予警報文作成システム」を用いて作成、「河川情報システム」により発表、FAX送信を行っており、事務の軽減を図っている。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 越水等による氾濫発生を確認した際の連絡系統（発生確認者→情報発表者）について、水防計画に記載はあるものの周知徹底がされていない。</li> <li>○ 洪水予報を発表する河川（指定区間）以外では、氾濫発生情報を発表していない（国は水位周知河川でも発表することとしている）。</li> <li>○ 氾濫発生情報を含む洪水警報は県庁でも作成、発表の操作ができるため、土木事務所が災害対応に追われていても発表が可能。</li> </ul> <p><b>住民主体の避難行動</b></p> <p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害・避難カードを作成の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度から取組みを開始し、現在24市町で実施している。</li> <li>・ 普及促進を図るため令和元年度から指導者養成を実施しており、現在115名を養成。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村では生涯学習や災害図上訓練を活用した取組みが行われ、徐々に広がっているものの更なる取組みの拡大が必要である。</li> </ul>	<p><b>道路通行規制</b></p> <p><b>○ 河川増水による道路冠水危険箇所の通行規制検討【県】 案P32</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の異常な水位上昇による溢水により道路冠水の恐れがある箇所について、通行を規制する方法や基準等の検討を進める。</li> </ul> <p><b>氾濫発生情報の発表</b></p> <p><b>○ 氾濫発生時の現地情報確認の体制及び連絡体制の再確認【県】 案P52</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団・消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。</li> <li>・ また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する。</li> </ul> <p><b>○ 氾濫発生情報（レベル5相当情報）の発表の拡充（水位周知河川（区間）の拡充）【県】 案P35、52</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する。</li> <li>・ あわせて、発表に伴う「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う。</li> </ul> <p><b>住民主体の避難行動</b></p> <p><b>○ 住民主体の避難行動の促進【県・市町村】 ※再掲 案P59</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逃げ遅れをなくすため、個人ごとの逃げ時を定める「災害・避難カード」作成の取組みが全市町村で展開されるよう支援を行う。</li> </ul> <p><b>◎ 防災教育の推進【県・市町村・事業者等】 ※再掲 案P58</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認するなど具体的な目標を盛り込んだ行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として展開する。</li> </ul>



台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(3) 高齢者、障がい者の逃げ遅れ</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死者の7割が60歳以上の高齢者。</li> <li>○ 一人暮らしの女性(91歳)が、事前に避難を薦められていたが自宅に留まり死亡した。</li> <li>○ 障がい者が「避難しても迷惑をかける」と避難を躊躇した例があった。</li> <li>○ 栃木県下野市の特別養護老人ホームでは、台風の行方を注視し、早期避難を決断したことにより、入居者を同市内にある系列の施設に混乱なく避難させることができた。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別計画に関する全国の策定完了割合は、12.0%。(208市町村/1,740市町村)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>個別計画策定状況(1,740市町村中)</p> <p>策定完了：208市町村 12.0%</p> <p>着手済み：862市町村 49.5%</p> <p>未策定：670市町村 38.5%</p> <p>※総務省「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等」(令和元年6月1日)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法が適用された14都県での施設管理者による避難確保計画の策定率は、45%に留まる。</li> </ul> <p><b>&lt;参考&gt;</b> 早期避難の実施例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県大郷町では、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で住民同士が早めの避難を呼びかけ、明るいうちにほとんどの住民が避難所へ避難した。</li> <li>・静岡県内では、土砂災害警戒区域内に位置する施設において、事前に計画を作成していたため、被災前に避難を完了し、全入所者の安全を確保した。</li> </ul> </div>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <p>○ <b>避難行動要支援者の個別計画作成支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に避難支援等の実施に携わる関係者に提供する避難行動要支援者名簿の作成について、市町村に働きかけを行った結果、全市町村にて作成が完了。</li> <li>・また、国が推奨する要支援者の避難に係る個別計画の作成についても同様に働きかけを行った結果、34市町村において計画作成に着手、そのうち14市町において作成が完了した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>個別計画策定状況</p> <p>14市町/42市町村 33%</p> </div> <p>○ <b>要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月豪雨の検証により、モデル事業として瑞浪市で実施した講習会によって、避難確保計画の策定率が向上した。</li> <li>・モデル事業で得られたノウハウ等を県内市町村へ情報提供し、市町村主体で実施する講習会等に対し、支援している。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>計画策定状況(平成30年度末時点)</p> <p>【浸水被害】 665施設/1,595施設 42%</p> <p>【土砂災害】 226施設/506施設 44%</p> </div> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <p>○ <b>避難行動要支援者の個別計画作成支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の個別計画作成を引き続き支援するとともに、地域での見守り活動のなかでの個別計画の作成や、名簿を活用した避難訓練の実施等、地域での自主的な取組みを優良事例として紹介するなど、既存の計画を実効性のあるものとするための支援が必要である。</li> </ul> <p>○ <b>要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の施設における浸水被害を対象とした計画の策定率は42%、土砂災害を対象とした計画の策定率は44%(平成31年3月末現在)と低いため、策定を促進していく必要がある。</li> </ul>	<p>○ <b>個別計画の策定支援【県・市町村】 案P59</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会等と連携した個別計画策定に係る優良事例を示し、市町村の策定を支援する。</li> </ul> <p>○ <b>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援【県・市町村】 案P35、36、59</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者施設に対して避難確保計画に関する講習会を実施する市町村を支援する。</li> </ul>

4 被災者支援に関する課題と対応

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p>(1) 避難所の運営</p> <p><b>避難所の浸水、定員超過、環境格差</b></p> <p>&lt;事象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあったため、避難所が浸水し、別の避難所への移動が必要となった。 ※再掲</li> <li>○ 避難所が満員となり、避難所と同じ敷地内にある市役所の一部を避難所として開放した。</li> <li>○ 間仕切りや簡易ベッドがなく、雑魚寝を強いられた避難所があった。</li> <li>○ 避難所における寒さ対策が十分でなく、夜間に 10℃を下回る気温の中で過ごした。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する施設を避難所に指定していた。 ※再掲</li> <li>○ 避難所を運営する職員が不足していた。</li> <li>○ 要配慮者対策、プライバシー配慮や寒さ対策など、市町村によって避難所環境に格差が生じていた。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; プライバシーに配慮した避難所の例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[長野県上田市] 間仕切り及び床からの冷気を遮断するアルミ製マットを 配備し、避難者への精神面や健康面へ配慮</p> </div>	<p>&lt;取組み状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>岐阜県避難所運営ガイドラインの改定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年に熊本地震の教訓を踏まえ避難所運営ガイドラインを改訂し、立地条件、代替避難施設の確保、地域住民を主体とした避難所運営の促進、要配慮者に配慮した環境整備について掲載した。</li> </ul> </li> <li>○ <b>避難所環境整備事業費補助金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30～令和元年度の 2 箇年において、要配慮者が避難所生活をするために必要な資機材を整備するための補助金を制定した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>補助対象事業者：市町村 補助率：補助基準額の 1 / 2 補助基準額：1,000 千円（補助上限額 500 千円） 補助対象：簡易型洋式トイレ、簡易型避難用テント、 パーティション、組立式ベッド、簡易ベッド、 マット、車椅子 等</p> </div> </li> <li>○ <b>岐阜県冷凍空調設備協会との協定締結</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県冷凍空調設備協会と協定を締結し、災害時における避難所等への空調設備等の設置体制を整備した(令和元年 6 月 12 日締結)。</li> </ul> </li> <li>○ <b>避難所運営等の人材育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営に係る講習及び防災リーダー育成講座を実施し、地域で活躍する防災人材の育成を行っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;検証&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村と連携し、災害特性に応じた配置状況、電源設備、プライバシー確保対策など避難所全般についての再点検を行い、立地の見直しや必要な資機材整備などについて、支援策を検討していく必要がある。</li> <li>○ 災害時に避難所に避難する住民や要配慮者への支援を行き渡らせるには、地区住民等による避難所運営体制の構築が必要である。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内市町村における災害時の避難所運営体制の構築状況 15 市町 / 42 市町村 36%</p> </div>	<p>◎ <b>避難所環境整備に対する支援【県】案 P41、42</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が行う避難所における停電対策等必要な資機材の整備に対し支援する。</li> </ul> <p>○ <b>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する避難所の見直し【県・市町村】案 P41</b> ※再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に指定されている避難所における立地場所の見直しを支援する。</li> </ul> <p>○ <b>市町村避難所運営マニュアルの策定支援【県・市町村】案 P44</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県避難所ガイドラインに基づき、代替避難施設の確保、住民主体の避難所運営、要配慮者への対策を盛り込んだ市町村避難所運営マニュアルの策定を支援する。</li> </ul> <p>○ <b>避難所を運営する人材の育成【県】案 P44</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「清流の国ぎふ 防災・減災センター」にて引き続き避難所運営指導者養成講座（HUG）を開催し、避難所運営が担える地域の人材を育成する。</li> </ul>

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針
<p><b>(2) 災害廃棄物の処理</b></p> <p><b>大量の廃棄物、広域処理体制の整備</b></p> <p><b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災市町村が仮置場を設置したが、想定を超えた量のため、ごみの受入れを一時中止したり、市町村が指定していない近所の空き地などに廃棄物が積み上げられるいわゆる「勝手仮置場」が多数発生した。</li> <li>○ 長野県内では、仮置場や勝手仮置場が多数設置され、仮置場の管理や収集運搬に必要な人員・車両等が不足したため、災害廃棄物の広域処理について環境省に要請し、多くの県や市町村の協力を得て対応している。</li> <li>○ 大量に発生した災害廃棄物の処理が長野県内の処理施設では追い付かず、災害廃棄物の広域処理について環境省に要請し、富山県等の廃棄物処理業者が対応している。</li> </ul> <p><b>&lt;課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村処理計画に基づき速やかに仮置場を設置し、住民への広報・廃棄物の分別など適切な仮置場の管理を行う必要がある。</li> <li>○ 勝手仮置場が設置された際は、周辺的生活環境に影響が出ないよう早急に勝手仮置場の廃棄物搬出体制を構築する必要がある。</li> <li>○ 災害廃棄物の発生状況を踏まえながら、廃棄物処理施設の被災状況を速やかに把握し、処理に支障が生じないように、広域処理体制を速やかに構築する必要がある。</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県域を超えた連携が必要となった場合に備えて、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が設立（平成26年10月）されており、本県が被災した場合には、中部9県1市災害時応援協定に基づき、協議会を通じて応援を依頼する体制を構築している。</li> </ul> <div data-bbox="1231 636 1798 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本県が被災した場合の主たる応援県の順位 愛知県、三重県、富山県</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県では、県内で想定される地震や浸水被害で発生する廃棄物量の推計、必要な仮置場の面積、仮置場における分別の徹底に加えて、市町村が単独で対応できない場合の広域的な体制の構築を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を策定済み（平成28年3月）。</li> <li>○ 広域的な連携や、必要な仮置場の確保など県計画と整合した市町村計画の早期策定を要請し、災害廃棄物処理に関する説明会の開催や市町村処理計画のひな型提供など、市等村支援を実施している。</li> </ul> <div data-bbox="1291 1108 1739 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市町村計画の策定状況 39市町村/42市町村 92.9%</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び市町村処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村担当者等を対象に発災直後の仮置場の設置や関係機関との連絡調整などに関する図上演習を実施（令和元年9月26日）。</li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県域を超えた連携が必要となる場合に備えて、連携に向けた課題を整理しておく意見交換の場を設けるなど、中部9県1市の連携を密にしておく必要がある。</li> <li>○ 災害の状況や地域の事情により、災害廃棄物処理の対応は複雑なため、複数パターンの演習を行う必要があり、また、繰り返し演習を行うことにより、市町村担当者の知識や対応能力の向上が可能となる。</li> <li>○ 県内全市町村（残り3市）において、広域的な連携を盛り込んだ廃棄物処理計画の策定が必要である。</li> </ul>	<p><b>○ 国や近隣県との応援体制の再確認【県】 案 P57</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の応援対応の課題を整理するなど、国や中部9県1市の連携・応援体制の再確認を行う。</li> </ul> <p><b>○ 災害廃棄物処理図上演習の実施【県】 案 P57</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の図上演習では、長野県等で問題となった事項に対応した設定を行うとともに、前回の図上演習で出された問題点・課題を検証して、対応を検討する。</li> </ul> <p><b>○ 市町村の処理計画に基づく連携強化支援【県】 案 P57</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理計画の未策定市町村（3市）の計画策定を支援する。</li> <li>・ 市町村担当者の災害廃棄物に関する対応能力を向上させるため、災害廃棄物に関する研修会を開催する。</li> </ul>



台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針																																											
<p><b>(3) 応急仮設住宅の提供</b>  <b>&lt;事象&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県、福島県、埼玉県、長野県において賃貸型応急住宅の提供を決定した。(令和元年10月29日時点)</li> <li>○ 宮城県、長野県において建設型応急住宅の提供を決定した。(令和元年10月29日時点)</li> </ul>	<p><b>&lt;取組み状況&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃貸型応急住宅については、下記の団体と「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結している(平成24年8月21日締結)。 <table border="1" data-bbox="1172 556 1893 682"> <tr> <td>(公社) 岐阜県宅地建物取引業協会</td> <td>: 1,116 事業者</td> </tr> <tr> <td>(公社) 全日本不動産協会岐阜県本部</td> <td>: 221 事業者</td> </tr> <tr> <td>(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会</td> <td>: 18,681 名</td> </tr> </table> </li> <li>○ 協定締結団体、市町村、県の役割を明確にし、災害時に迅速に対応するため、協定に基づき「災害時における賃貸型応急住宅実施マニュアル」を令和元年12月に策定。</li> <li>○ 建設型応急住宅については、下記の団体と協定を締結している。協定締結団体からの報告により、供給能力等を把握している。 <table border="1" data-bbox="1172 903 2033 1108"> <tr> <td colspan="3">協定締結先団体の建設可能戸数(6か月以内)(平成31年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>プレハブ建築協会</td> <td>57,000 戸</td> <td>(中部7県)</td> </tr> <tr> <td>岐阜県産直住宅協会</td> <td>1,152 戸</td> <td>(岐阜県内)</td> </tr> <tr> <td>全国木造建設事業協会</td> <td rowspan="2">} 5,000 戸</td> <td rowspan="2">(東海4県)</td> </tr> <tr> <td>日本木造住宅産業協会</td> </tr> </table> </li> <li>○ 「応急仮設住宅建設マニュアル」を作成し、災害時における建設型応急住宅の供給体制を整備している。平常時には市町村に対し、応急住宅建設可能用地の確保のための働きかけを実施。また、プレハブ造・木造の仮設住宅標準仕様書及び平面プランを作成している。 <table border="1" data-bbox="1172 1291 2033 1617"> <tr> <td colspan="3">建設型応急住宅の建設可能用地確保状況(平成31年4月1日現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用地数(箇所)</td> <td>建設可能戸数(戸)</td> </tr> <tr> <td>岐阜圏域</td> <td>184</td> <td>10,854</td> </tr> <tr> <td>西濃圏域</td> <td>205</td> <td>15,802</td> </tr> <tr> <td>中濃圏域</td> <td>164</td> <td>11,272</td> </tr> <tr> <td>東濃圏域</td> <td>123</td> <td>8,592</td> </tr> <tr> <td>飛騨圏域</td> <td>101</td> <td>6,882</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>777</td> <td>53,402</td> </tr> </table> </li> </ul> <p><b>&lt;検証&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃貸型応急住宅を速やかに提供するため、平常時から制度周知する必要がある。</li> <li>○ 応急住宅建設時の資材調整、搬入、建設スケジュールや居住性等の検証により標準仕様書及び平面プランの課題を整理する必要がある。</li> <li>○ 建設可能戸数について、必要戸数の推計(65,426戸)に対し不足しているため、充足に向けての対応を検討する必要がある。</li> <li>○ 現在の建設可能用地調査については地震を想定しており、浸水想定区域等を検討していないため、風水害についての調査が必要である。</li> </ul>	(公社) 岐阜県宅地建物取引業協会	: 1,116 事業者	(公社) 全日本不動産協会岐阜県本部	: 221 事業者	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	: 18,681 名	協定締結先団体の建設可能戸数(6か月以内)(平成31年4月1日現在)			プレハブ建築協会	57,000 戸	(中部7県)	岐阜県産直住宅協会	1,152 戸	(岐阜県内)	全国木造建設事業協会	} 5,000 戸	(東海4県)	日本木造住宅産業協会	建設型応急住宅の建設可能用地確保状況(平成31年4月1日現在)				用地数(箇所)	建設可能戸数(戸)	岐阜圏域	184	10,854	西濃圏域	205	15,802	中濃圏域	164	11,272	東濃圏域	123	8,592	飛騨圏域	101	6,882	計	777	53,402	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>共有体制の確保【県・市町村】 案P42</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃貸型応急住宅については、速やかに提供できる体制を整えるため、マニュアルに基づき、協定締結団体、市町村への制度説明を実施する。</li> <li>・ 応急仮設住宅建設訓練を実施し、資材調整、搬入、建設スケジュールや居住性等を検証する。</li> </ul> </li> <li>○ <b>建設用地の確保【県・市町村】 案P42</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設可能戸数の充足率の低い市町村に対して現地調査を実施する。</li> <li>・ 建設可能用地調査について、洪水浸水想定区域等の有無を項目に追加し、風水害時の建設可能戸数を把握する。</li> </ul> </li> </ul>
(公社) 岐阜県宅地建物取引業協会	: 1,116 事業者																																												
(公社) 全日本不動産協会岐阜県本部	: 221 事業者																																												
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	: 18,681 名																																												
協定締結先団体の建設可能戸数(6か月以内)(平成31年4月1日現在)																																													
プレハブ建築協会	57,000 戸	(中部7県)																																											
岐阜県産直住宅協会	1,152 戸	(岐阜県内)																																											
全国木造建設事業協会	} 5,000 戸	(東海4県)																																											
日本木造住宅産業協会																																													
建設型応急住宅の建設可能用地確保状況(平成31年4月1日現在)																																													
	用地数(箇所)	建設可能戸数(戸)																																											
岐阜圏域	184	10,854																																											
西濃圏域	205	15,802																																											
中濃圏域	164	11,272																																											
東濃圏域	123	8,592																																											
飛騨圏域	101	6,882																																											
計	777	53,402																																											

台風第19号・第21号を踏まえた教訓	岐阜県における取組み状況・検証	今後の対応方針																																	
<p>(4) 災害ボランティアの対応</p> <p><b>災害ボランティアの不足・偏り</b></p> <p>&lt;事象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 14 都県 110 市区町村でボランティアセンターを開設し、12月8日までに延べ約182,000人が活動。</li> <li>○ 災害ボランティアセンターが中心となり、家屋からの泥かきや、物資拠点における物資の搬入・仕分、段ボールベッドの組立、炊き出しの支援等を実施。</li> <li>○ 内閣府、全国社会福祉協議会、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）などによる「全国情報共有会議」が開催され、被災地の現状と課題について共有等を実施（10/24、10/29、12/3）。</li> <li>○ 被災都県において、JVOADの協力の下、行政・社会福祉協議会、NPO等による「情報共有会議」が開催され、情報共有や活動状況の調整等を実施。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="278 968 1035 1478"> <thead> <tr> <th>自治体</th> <th>名称等</th> <th>開催状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>災害VC支援連絡会議</td> <td>10/17～</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>情報共有会議</td> <td>10/16～</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>災害支援いばらきネットワーク会議</td> <td>10/29～</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>がんばろう栃木！情報共有会議</td> <td>10/16～</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>彩の国会議</td> <td>10/16～</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>情報共有会議</td> <td>10/28～</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>情報共有会議</td> <td>10/17～</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>台風19号かながわ災害支援者連絡会</td> <td>11/7～</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>情報共有会議</td> <td>10/14～</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>台風19号静岡県情報共有会議</td> <td>10/17～</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12月24日現在、JVOAD提供資料より</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害が広域のため、ボランティアの不足や偏りが発生。特に報道されていない地域ではボランティアが不足。 ※全国社会福祉協議会から各社協に対して、平日も含めた継続的な支援のため、ボランティアバスの実施の検討を依頼。</li> </ul>	自治体	名称等	開催状況	宮城県	災害VC支援連絡会議	10/17～	福島県	情報共有会議	10/16～	茨城県	災害支援いばらきネットワーク会議	10/29～	栃木県	がんばろう栃木！情報共有会議	10/16～	埼玉県	彩の国会議	10/16～	千葉県	情報共有会議	10/28～	東京都	情報共有会議	10/17～	神奈川県	台風19号かながわ災害支援者連絡会	11/7～	長野県	情報共有会議	10/14～	静岡県	台風19号静岡県情報共有会議	10/17～	<p>&lt;取組み状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>災害ボランティアに係る情報共有会議への参加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月29日開催の「全国情報共有会議」や、10月30日開催の「長野県情報共有会議」に参加し、被災地の現状や課題等について情報収集を行った。</li> </ul> </li> <li>○ <b>「災害ボランティアバス」の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社会福祉協議会が県補助金を活用し、被災地への「災害ボランティアバス」の運行を3回実施した（支援先：長野県長野市）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回：11月21日（木）～22日（金） 28名参加</li> <li>第2回：11月30日（土） 39名参加</li> <li>第3回：12月6日（金） 28名参加</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;検証&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 的確な被災者ニーズの把握と、ボランティア不足解消のため、県内外へ効果的な情報発信が必要である。</li> <li>○ より良い被災者支援活動を行うには、行政、社協、NPO・ボランティア団体等の多様な主体との連携（三者連携）を引き続き推進することが必要である。</li> </ul>	<p>○ <b>的確な被災者ニーズの把握と情報発信【県】</b> <b>案 P61、62</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時には「県災害ボランティア連絡調整会議」を通じて的確な被災者ニーズを把握するとともに、報道機関への情報発信や、構成団体のネットワーク等を活用した広報を実施する。</li> </ul> <p>◎ <b>災害時における災害ボランティアの受入体制の強化【県・市町村】</b> <b>案 P61、62</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時速やかに、災害ボランティアの受入体制を整えられるよう、「県災害ボランティア連絡調整会議」の設置訓練を市町村と連携して実施する。</li> <li>・ 県及び県社会福祉協議会と連携した市町村災害ボランティアセンターの設置訓練を実施する。</li> <li>・ 災害ボランティアの充実に向けた指導員を配置する。</li> <li>・ 市町村や市町村社協との意見交換会等を開催し、県内主要駅等から災害ボランティアセンターまでのバス運行など災害時の円滑なボランティアの受入体制を検討する。</li> </ul>
自治体	名称等	開催状況																																	
宮城県	災害VC支援連絡会議	10/17～																																	
福島県	情報共有会議	10/16～																																	
茨城県	災害支援いばらきネットワーク会議	10/29～																																	
栃木県	がんばろう栃木！情報共有会議	10/16～																																	
埼玉県	彩の国会議	10/16～																																	
千葉県	情報共有会議	10/28～																																	
東京都	情報共有会議	10/17～																																	
神奈川県	台風19号かながわ災害支援者連絡会	11/7～																																	
長野県	情報共有会議	10/14～																																	
静岡県	台風19号静岡県情報共有会議	10/17～																																	